第二十五条の八の二第一項中「並びに第四号ホ」を「、第四号ホ並びに第五号」に改め、同項第四号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、長期信用銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第一号中「第百三十二条第一項第六号」を「第百三十二条第一項第七号」に改める。

第百三十二条第一項第五号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同号ハ中「元本補てん契約」を「元本補**塡**契約」に改め、同項第六号中「次条第四号」を「次条第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、信用金庫連合会及びその子会社等に限る。）

第百三十三条第三号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として金庫若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの（信用金庫連合会及びその子会社等に限る。）

第百三十五条第一項及び第二項中「法第八十九条において準用する」を削り、同条第二項中「当該金庫」を「当該信用金庫連合会」に改め、同条に次の一項を加える。

3　信用金庫は、事業年度ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該信用金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（第一項に規定する事項を除き、金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第一号中「第六十九条第一項第六号」を「第六十九条第一項第七号」に改める。

第六十九条第一項第五号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同号ハ中「元本補てん契約」を「元本補**塡**契約」に改め、同項第六号中「次条第四号」を「次条第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用協同組合等から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの（信用協同組合連合会に限る。）

第七十条第三号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用協同組合等若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、信用協同組合等及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの（信用協同組合連合会及びその子会社等に限る。）

第七十二条に次の一項を加える。

2　信用協同組合は、事業年度ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該信用協同組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百八条の二十六に次の一号を加える。

五　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として最終指定親会社若しくはその子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるもの

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第二号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「並びに第五号チ」を「、第五号チ並びに第六号」に改め、同項第五号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同号ハ中「元本補てん契約」を「元本補**塡**契約」に改め、同項第六号中「次条第四号」を「次条第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、商工組合中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるもの

第八十四条中「及び第三号ホ」を「、第三号ホ及び第四号」に改め、同条第三号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるもの

附　則

この命令は、公布の日から施行する。